## 液体窒素容器の再検査について

密閉して使用する容器には高圧ガス保安法により

容器再検査が義務付けられています。



容器検査義務なし

容器検査義務あり

対象の容器には銅板に刻印がされており、容器の製造年月日によって再検査周期が異なります。

また、低温センターで充填したことのある容器には再検査期限を掲示しています。



- ・検査切れの容器には液体窒素が充填できません。
- ・再検査は研究室でガス会社や購入先等に依頼してください。
- ・低温センターにご連絡頂ければ低温センターから業者に検査依頼することも可能です。

この場合でも検査費用は研究室負担となります。(伝票をお渡しします。)

・検査には1ヶ月程度要します。計画的に実施していただくようお願いします。

低温センターではレンタル容器も用意しておりますので、検査期間中にご利用いただけます。

・検査費用は容器サイズにより異なりますが、3~4万円程度です。

圧力計やバルブ等、部品交換が必要な場合は別途費用発生します。